



一般社団法人

日本芸術文化友好親善協会

〒167-0053 東京都杉並区西荻南 2-21-10 HKビル 2 B1F

TEL/FAX: 03-5941-6226 URL: <https://j-acfa.org/>

Japan art and culture friendship association

編集・発行人 江藤雅樹

～あらたなる～

友好の風

第10号

【設立7期目を迎えました】

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は2025年5月に設立から7期目を迎えることができました。これはひとえに、有形無形にご支援を下さる皆様のおかげです。スタッフ一同、心より感謝申し上げます。

2022年2月24日に始まったロシアとウクライナ間での軍事衝突以来、世界各地で紛争が広がり、コロナが終息した後も世界の一部では文化・芸術交流は大幅な制限を受けています。また2期目のトランプ大統領誕生以来、世界は混乱に陥り、米中間の緊張もこれまでで最も高いものとなっています。

このような状況の中で、芸術による文化国際交流に対する関心は世界的にも低迷し、当協会の活動や組織の維持も大変厳しい状況となった2024年度でしたが、当協会に関心を寄せて下さる皆様のおかげで辛うじて新年度を迎えることができました。

【極東アジアにおける対話の機会】

現在、ロシアと日本における人的交流はほとんど壊滅的なまでに失われています。

2018年に当協会の理事長であり作曲家の江藤雅樹と、専務理事でありヴァイオリニストの江藤しのぶが、当時の安倍首相政権下で開催された日露特別交流事業「日本におけるロシア年・ロシアにおける日本年」に参加してロシアを訪れて以来、当協会は毎年、日露における文化交流に参画し、現地でのコンサート等を続けてきました。また、コロナ禍においてさえオンラインを駆使したこれまでにない形で交流して参りましたが、ロシア・ウクライナの開戦以降は完全にストップしています。

しかし、そのような中でも当協会は、これまでにつながったロシアの現地アーティストや文化関係者と緊密に交流を重ね、対話を続けてきました。そして、2024年は国内で活動するロシア外交関係者、中国外交関係者との交流も広がり、日本国内において【極東アジアと世界の今後の平和な時代の構築】についての対話を重ねる貴重な年となりました。

【駐大阪中華人民共和国総領事との語らい】

2024年4月、江藤雅樹理事長(作曲・ピアノ)、江藤しのぶ専務理事(ヴァイオリン)、高野観世監事(パーカッション)の3名は、兵庫県芦屋市にあるデザイナー・コシノヒロコ氏の美術館「KHギャラリー」でリサイタルを行いました。その会場において、今後の【平和を語る対話の潮流】の大きな節目ともなる出会いが生まれます。



2024年4月「KHギャラリー」での公演の様子

会場には、大阪を拠点に世界各地で文化交流を進める協会「国際交流PSH」の創立者プロホロフ・加代子氏と会長のイワン・プロホロフ氏、駐大阪中華人民共和国総領事の薛剣氏、在大阪ロシア連邦総領事のアレクサンダー・テルスキフ氏がご来場され、終演後はこれまで当協会が重ねてきた極東アジアでの文化芸術国際交流についての話に花が咲きました。



2024年5月 在大阪中国総領事館での対話

そして、翌5月には薛剣総領事のご招待により駐大阪中華人民共和国総領事館において、今後の中日における文化交流や友好的な関係の構築について、忌憚のない議論と対話が重ねられました。薛剣総領事からは「アジアは、世界は運命共同体です。友好的な関係を構築するには、まず市民による文化交流が不可欠です」との談話が。これに対して江藤理事長からは「分断が広がる世界において何よりも対話が重要です。私たちは、異文化を超えて音楽・芸術の感動を共有するという体験を通じて、対話のきっかけを生み出していきます」と。

あなたの支援で芸術が世界をつなぐ

2025年度賛助会員を募集中。

詳しくは最後のページの

「一般寄附金募集のご案内」をご覧ください

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は、芸術文化を通じて、表現者、創作者が主体となり、相互理解の進んでいない国際問題、社会問題の解決に、交流と友好親善のきっかけを生み出すことで貢献していきます。民間から始まる私たちの活動は、理念にご理解とご賛同をいただいた皆様からのご寄付によって支えられています。ぜひ私たちの活動に、サポーターという立場からご支援、ご参加ください。

【ロシア連邦ナショナルデー】



ロシア連邦ナショナルデー祝賀式典の様子

続いて6月9日には在大阪ロシア連邦総領事アレクサンダー・テルスキフ氏のご招待によって、ロシアの建国記念日にあたるナショナルデー祝賀のため、江藤理事長と高野監事が来賓として在大阪ロシア連邦総領事館で行われた祝賀式典に出席。

式典の終了後はアレクサンダー・テルスキフ総領事を囲んでの少人数での語らいの場が設けられ、ここでも緊張感の高い露日関係において、今後いかにして文化交流を再開し、市民レベルでの交流対話の機会を生み出していくかが語り合われました。

【国内での交流活動再開】

2025年に入り、コロナ禍以降の人的交流がなかなか以前のように戻りづらいことで、その機運が出来ずにいた国内での芸術文化交流を本年は自ら積極的に作っていきこうと江藤理事長が主宰する音楽ユニット「Garjue Lab」(ガージュラボ)を通じての活動を大きく再開させました。

1月には前年2月に兵庫県立芸術文化センターで新作として発表された江藤理事長作曲「それでも人生に然りと云う」をデジタルリリース。

そして、そのリリース記念を兼ねたコンサートライブを2月28日に東京・高田馬場で開催。

「Garjue Lab」のコンサートライブとしては当協会設立年である2019年10月に東京・市ヶ谷にて日露友好プロジェクトとして開催して以来、実に5年4か月ぶりの開催でした。

「Garjue Lab」は新メンバーを迎えて4人編成(ピアノ・江藤雅樹理事長、パーカッション・高野観世監事、ギター・惺光玖拾玖特任理事、ヴィオラ・大竹温子)での初舞台でしたが、当日は新旧のご縁ともども多くの方々にご来場頂き、新たな交流活動の礎になる確かな手応えを感じました。



2025年2月に行われた「Garjue Lab」コンサートライブ

※このコンサートライブは今後もワンシーズン毎に開催予定で、次回は2025年6月20日予定となります。

【美しき平和の響 波動を^{おこ}発す…今！】

新年度を迎えた2025年4月6日、「Garjue Lab」の4人は、兵庫県立芸術文化センター神戸女学院ホールで開催された、新作初演のみの音楽会・美しき響きシリーズ「美しき平和の響 波動を^{おこ}発す…今！」において、江藤理事長が作曲した新作「郷愁のユートピア」を初披露しました。

楽曲は冒頭、日本中国を彷彿とさせる東洋音階から始まり、ロシア伝統のタンゴ調へと変化した後、壮大で白熱した現代曲へと発展していきます。この舞台上で江藤理事長は次のように語っています。

「混迷を深める現代の世界で、私たちに出来ることはなにか？ それは、決して音楽を止めないことです」

当協会は今年度も国内外を問わず、散見される無理解に対して、相互理解を深める対話を音楽・芸術を通して生み出していきます。世界の情勢を鑑みるとまだまだ活動継続が困難な状況が続きますが、今年度も変わらぬご支援のほど何卒宜しくお願い申し上げます。



2025年4月に行われた音楽会での演奏の様子

【愛知の中学校からのご来訪】

2024年6月には、愛知県みよし市にある「みよし市立三好中学校」から5名の生徒がご来訪。首都圏への修学旅行の際に行う進路学習の一環での企業訪問として、音楽に興味関心がある生徒が自らリサーチして選んだとのことでした。

江藤理事長は、映像作品へ提供する音楽制作を題材にして分かりやすく仕事内容を説明し、音楽が持つ重要な役割を伝えていき、その後は生徒がそれぞれこの日のために考えてきた質問を披露。

江藤理事長は一人ひとりに丁寧に答えていき、生徒の将来の目標や夢など聞きながら和やかな対話の場となり、あっという間に終了となりました。

後日、生徒から今回の素敵なお感想も届き、次代を担う若者との素晴らしい交流の時間を頂けたことに、この場をお借りして心より感謝申し上げます。



江藤理事長と三好中生徒の皆様との対話のひと時

【ご案内】

本会報2ページで紹介した「Garjue Lab」初のデジタルリリース作品「それでも人生に然りと云う」はApple music, Amazon music, Spotify, YouTube など各音楽配信サイトで好評配信中です。

(楽曲紹介)

～ヴィクトール・エミール・フランクルに捧ぐ～

心理学者・精神科医のヴィクトール・E・フランクルを主人公として描く長編作。

ナチスドイツによるユダヤ人絶滅政策、強制収容から奇跡的に生還したフランクルの半生。

生きる希望の喪失、絶望の中で「それでも人生に然りと云う」との確信を得る主人公。

ガス室へ送られる恐怖。

強制収容所での壮絶な体験。

失った妻との魂での対話。

そして「生きる意味との出会い」を描く。



このQRコードから視聴できます



デジタル EP
「それでも人生に然りと云う」
Garjue Lab

- (収録)
1. 選別への道
 2. 人間性の剥奪
 3. 生還する苦悩
 4. 生きる意味との出会い

【令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)にご支援頂いた皆様へ】

当協会設立6年目の昨年度は、コロナ禍の規制や直接の影響は無くなったものの、世界的には各地での紛争や国際間の摩擦、国内でも多様な事件や事故が散見され、混迷が続く中で今回ご紹介した活動へ様々なご支援を頂きました。

ひとえに皆様から頂いた真心のご支援のおかげであり、協会スタッフ一同、心より深く感謝申し上げます。

令和7年度は、今年より大きく再開した交流の場づくりや新たな流れを大切にしながら、国内外にかかわらず様々なご縁とお繋がりを頂く中で、当協会も今以上に芸術を通じての文化交流、社会における相互理解を深めるための挑戦を一層進めたく存じます。

令和7年度も皆様からのご指導ご鞭撻を賜りまして、何卒ご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

【令和6年度にご寄付を頂いた皆様のご紹介】

- ・株式会社 MONDS 様
- ・藤之木一貴 様
- ・佐藤真治 副理事長
- ・永井篤司 特任理事
- ・巽 智子 様
- ・道津和子 様
- ・江藤しのぶ 専務理事
- ・熊倉佳彦 特任理事
- ・平山麻奈 様
- ・江藤雅樹 理事長
- ・高野観世 監事
- ・赤塚直紀 様

(2025年3月末現在、お名前の掲載をご許可頂いた方のみ掲載しています)

あなたの支援が世界をつなぐ、2025年度賛助会員を募集中。

詳しくは最後のページの「一般寄附金募集のご案内」をご覧ください

一般寄附金募集のお知らせ

当法人は芸術文化の活動を通じて、国内社会に散見される社会的弱者に対する理解や、国際的友好関係の乏しい国地域との理解の推進に関する事業を実施し、共生社会の実現のために不可欠である相互理解に寄与することを目的として各種事業活動を行っております。

つきましては、事業に必要な資金として、当法人の事業活動にご理解とご賛同を頂き、是非ご寄附をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

なお、皆さまからのご寄附は、適切に管理し、有効かつ大切に使用させていただきます。

(寄附金についてのご質問などは担当・佐藤までお電話またはメールでお問い合わせください)

【協会理念】

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は、社会のあらゆる場面で散見される社会的弱者に対する理解不足や誤解が、彼らが輝く機会を削いでいる現状を憂い、今後より一層求められる多様性への寛容、共生社会の実現のために必要不可欠である『相互理解』を拡げるきっかけを文化的営みを通じて提供したい、またこの営みを芸術家が主体となって行うことで、芸術家が持つたくいまれな才能を社会のために活かしていく場の一つになればとの想いに基づき、発足いたしました。

2001年文化芸術振興基本法の制定以降、文化芸術活動を保護推進する団体は数多く誕生しましたが、芸術家が主体となり社会貢献する事を目的とした団体は、まだ多くはありません。相互理解と助け合いが自然と広がる豊かな社会の実現のために、芸術を通じて貢献していけるよう邁進してまいります。

【寄附金募集概要】

- 募集金額 1口10,000円以上 / 募集期間 常時(一般寄附金の場合)
- 下記「寄附申込書」をご記入の上、当法人宛にお送り下さい。
<お申込書を直接ご郵送またはFAXの場合>
右記キリトリ線から切り取って頂き下記へご郵送またはFAXでお送りください。
〒167-0053東京都杉並区西荻南2-21-10 HKビル2 B1F
一般社団法人日本芸術文化友好親善協会 宛 FAX 03-5941-6226
<お申込書をスキャンデータまたはスマホ画像等でメール送付の場合>
右記QRコードを読み取って頂くか、下記アドレスへのメールにてお送りください。
メールアドレス/ info@j-acfa.org
- 寄附金のお振込は、下記銀行口座をお願いいたします。(振込手数料のご負担をお願いします)
銀行名:みずほ銀行 西荻窪支店
預金科目:普通口座 口座番号:3009869
口座名:一般社団法人日本芸術文化友好親善協会
シャ)ニホンゲイジユツブツカンユウコウシンゼンキョウカイ
- 寄附金のご入金を確認後、「受領書」を発行いたします。
- 当法人は一般社団法人のため、下記につきまして予めご了承ください。
(1) 寄付者が個人(自然人)の場合、所得税の申告時に寄付金控除はありません。
(2) 寄付者が法人(企業)の場合は、資本金等の額と所得の額に応じて計算した損金算入限度額までは損金算入できます。



寄附申込書

申込日 年 月 日

一般社団法人 日本芸術文化友好親善協会 御中

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会の活動に賛同し、右記記載の規程にある第3条「寄附条件」を満たすこと、並びに第5条「寄附金の使途」について承諾のうえ、以下の通り寄附を致します。

フリガナ
お名前(ご本人直筆) _____

ご住所 〒 _____

法人の場合、ご担当部署またはご担当者 _____

お電話 _____

e-mail _____

受領書送付先(上記ご住所やお名前と異なる場合)
〒 _____

寄付金額 口 金 円 也

(確認事項)

1. 右記記載の規程にある第7条「個人情報保護」に基づいた個人情報の取り扱いに同意致します。

ご署名 _____

2. 当協会のHPや会報など一般公開の媒体へのご寄附者一覧へのご芳名掲載を
許可する 許可しない (いずれかにチェックをお願いいたします)

3. (お申込者が未成年の場合)民法第5条(未成年者の法律行為)により、下記の法定代理人(保護者等)が寄附に同意します。
お名前 _____

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本芸術文化友好親善協会(以下、「本法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の定義及び募集)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- 特定寄附金 広く一般社会に使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3 本法人は常時、一般寄附金を募ることができる。

(寄附条件)

第3条 本法人が受け入れる寄附は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当しないことを条件とする。

- 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
(イ) 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は利権を供与すること
(ロ) 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すこと
(ハ) 寄附金による学術研究等の結果得られた知的財産権を寄附者に譲渡し、又は、無償で使用させること
(ニ) 寄附金の使用について、寄附者が会計監査を行うこと
(ホ) 寄附金を受け入れることにより本法人に財政負担を伴わせること
(ヘ) その他、法人運営上支障があると理事長が認めた場合
- 寄附金等を受け入れることにより、本法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が本法人の定款第3条に定める目的の達成及び第4条に定める目的事業の遂行に資するものでないときと判断されるとき

(寄附の手続き)

第4条 寄附金等本法人に寄附しようとするものは、書面(電磁的方法によるものを含む)にて寄附金の申し込みを行う。

2 本法人は、前項により寄附金の申し込みを受領したときには、第3条の条件を満たすこと及び第5条に記載「寄附金の使途」を寄附者が承諾していることを確認し、寄附金等の受け入れを行う。

3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金の使途)

第5条 一般寄附金は、定款第4条の目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

2 特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

3 前2項の費用配分は、理事会において決定する。

(受領書等の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本法人の目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づき細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(制定及び改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、令和元年5月7日から施行し、令和元年5月22日から適用する。